三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字琴川一二九〇の三・一二九〇の四・一三三〇・一三三一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三二八、字城一四三七の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十月二十二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字小谷一一八四、一二〇九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小谷一一八四・一二〇九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十月二十二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字花岡字浦田一四二五の六、一四二五の三二六、一四二五の三九八、一四二五の五四〇、大字湯浦字湯治二の一、二の二七、二の二八、三の九三六、三の九三七、三の一〇七三、三の一一七八から三の一一九一まで、三の一二一一、三の一二四四、三の一二五八、三の一二五九、三の一二六九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯治二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十月二十二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市蒲江大字畑野浦字真浦二九五二の一、二九五二の三、二九五二の六、二九五八、二九五九、三〇〇四、字奥ノ谷三〇九六の一、三〇九七の一、三〇九八、三一〇二、三一〇三の一、三一〇四から三一〇六まで、三一〇七の一、三一〇八の一、三一〇九の一、三一一〇から三一一二まで、三一一三の一、三一一五の二、三一一六、三一一七、三一一八の一から三一一八の三まで、三一一九の一、三一一九の二、字真浦三一二〇の二から三一二〇の四まで、三一二〇の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥ノ谷三一〇四から三一〇六まで・三一〇七の一・三一〇八の一・三一一三の一・字真浦下ノ久保三一一七・三一一八の二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十月二十二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県八幡平市高畑九六の一・二一六の一七から二一六の二〇まで・二一七の一六・二一七の一七・二一八の一・二一八の四から二一八の一〇まで・二一八の二一（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、九六の九四、九六の九五、九六の九八、二一六の九、二一七の八、二一七の三四、二一八の三、二一八の一八
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年十月二十二日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市吉井町塩字陣見ヶ入七六六から七六九まで、字浅間山七二七、字荒神祇七六五の一、安中市松井田町新井字西天神嶺一二五三、一二五五、一二五七、上後閑字青木二八〇〇の一、二八〇〇の二、二八〇一の一、二八〇一の二、二八〇二の一、二八〇二の二、二八〇三の二、二八〇三の五、二八四八の二、二八五六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字陣見ヶ入七六六から七六九まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字西天神嶺一二五五（次の図に示す部分に限る。）、字青木二八〇三の五・二八四八の二・二八五六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）